

# 初診の患者さんへお知らせ

## 「初診時特定療養費」

について

4月1日より、紹介状をお持ちでない初診の方には、

**1,100円** (税込み)

のご負担をお願い致します。

### ■初診時特定療養費とは

「初期の診療」→ 医院・診療所

「専門的な治療」→ 病院

地域の「医院・診療所」と「病床数200床以上の病院」との役割分担と連携を推進するために、国が定めた制度で、他の医療機関等からの紹介状なしに200床以上の病院において初診で受診した場合、通常の医療費とは別に病院で定めた金額を徴収できるというものです。